



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ピアーズサポート
- 3 代表者の氏名
伊藤好夫
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎中平2326番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワークハウス太陽
- 3 代表者の氏名
星野勝俊
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字九反田町132番地2
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者（知的、精神）への偏見を無くし、又老人福祉に寄与し、自立生活に関する事業を行い、よってノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

登録販売者試験を次のとおり実施します。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時
平成24年9月30日（日） 午前10時から午後3時30分まで
- 2 試験場所

試験地	試験場
佐久市	佐久合同庁舎（佐久市跡部65-1）
伊那市	伊那合同庁舎（伊那市荒井3497）
松本市	松本大学（松本市新村2095-1）
長野市	長野県庁（長野市大字南長野字幅下692-2）

- 3 試験科目
 - (1) 薬事に関する法規と制度
 - (2) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (3) 人体の働きと医薬品
 - (4) 主な医薬品とその作用
 - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 受験資格
次のいずれかに該当する者とします。
 - (1) 旧大学令に基づく大学及び旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
 - (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - (3) 平成18年4月1日以降に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において薬学の正規の課程（同法第87条第2項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者
 - (4) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下この項において同じ。）、薬種商販売業、店舗販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
 - (5) 4年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、店舗販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者
 - (6) 一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとするに当たり(1)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めた者
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
 - イ 受験資格を有することを証する書類
 - ウ 写真1枚（出願前6月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身像の縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの）
 - (2) 受験手数料
受験手数料（15,000円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印しないでください。）納付してください。
 - (3) 受付期間
平成24年7月9日（月）から7月20日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の午前9時から午後5時まで（郵送による場合は、平成24年7月20日までの消印があるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

ア 次の表に掲げる最寄りの保健福祉事務所又は長野市保健所

名 称	所 在 地
佐久保健福祉事務所	佐久市跡部65-1
上田保健福祉事務所	上田市材木町1-2-6
諏訪保健福祉事務所	諏訪市上川1-1644-10
伊那保健福祉事務所	伊那市荒井3497
飯田保健福祉事務所	飯田市追手町2-678
木曾保健福祉事務所	木曾郡木曾町福島2757-1
松本保健福祉事務所	松本市大字島立1020
大町保健福祉事務所	大町市大町1058-2
長野保健福祉事務所	長野市中御所岡田98-1
北信保健福祉事務所	飯山市大字静間1340-1
長野市保健所	長野市若里6-6-1

イ 長野県健康福祉部薬事管理課(県庁専用郵便番号 380-8570、住所記載不要)

ウ 次の表に掲げる保健福祉事務所支所では受験願書の受付はできませんのでご注意ください。ただし、受験願書の配布は行います。

名 称	所 在 地
飯田保健福祉事務所阿南支所	下伊那郡阿南町北条2009-1

(5) 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

(6) 注意事項

ア 提出された受験願書及び受験手数料は一切お返しできません。

イ 受験願書提出後の試験場所の変更はできません。

6 合格発表

平成24年11月2日(金)午前9時に長野県内の保健福祉事務所、阿南支所及び長野市保健所の掲示板並びに長野県公式ホームページにおいて合格者の受験番号を発表するほか、合格者には通知します。

7 その他

(1) 受験願書に記載していただく個人情報、登録販売者試験の実施に必要であるため記載を求めているものであり、長野県個人情報保護条例の規定に基づき管理するとともに、同条例の規定に基づく場合を除き、当該試験の実施以外の目的で利用等を行うことはありません。

(2) 受験願書用紙の請求又はこの試験についての問い合わせは、長野県健康福祉部薬事管理課又は最寄りの保健福祉事務所若しくは長野市保健所に行ってください。

薬事管理課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月24日

長野県飯田建設事務所長 伊藤直喜

- 1 入札の目的
建設工事の請負契約
- 2 工事名
ダム管理事業に伴う水車発電機修繕工事
- 3 工事箇所名
飯田市 松川ダム
- 4 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 電気工事について長野県建設工事等入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。
 - ア 資格総合点数が763点以上であること。
 - イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ウ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - エ 種類を同じくする工事(水車発電機の製作設置工事又は修繕工事)を国又は地方公共団体から元請けし、平成9年4月1日から公告日の前日までの間に誠実に履行した実績を有する者であること。
- 5 工期
着手日から平成25年3月18日まで
- 6 支払条件
 - (1) 前金払
原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。
 - (2) 部分払
原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。
- 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等
建設工事請負契約書(案)、設計図書、仕様書及び入札説明書を平成24年6月6日(水)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。
長野県飯田市追手町2丁目678
長野県飯田建設事務所 総務課
電話 0265(53)0449
- 8 入札手続等
 - (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月7日(木) 午後2時
イ 場所 長野県飯田合同庁舎 5階501号会議室
 - (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年5月30日(水)午後5時までに上記7の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成23年7月25日付け23建政技第153号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、茅野市安国寺姫宮土地区画整理組合の役員について、次のとおり退任の届出がありました。

平成24年5月24日

長野県知事 阿部守一

退任

理事氏名 小池澄明
住所 茅野市宮川2811番地

都市計画課

公告

千曲市西部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年5月24日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名 住所
宮本芳彦 千曲市大字桑原2298番地の2
宮崎一雄 千曲市大字桑原1435番地
丸山拓郎 千曲市大字桑原1646番地
川原利秋 千曲市大字八幡3690番地の2
深澤俊雄 千曲市大字桑原176番地
和田正衛 千曲市大字八幡4531番地1
青木俊夫 千曲市大字八幡249番地
小玉新市 千曲市大字稲荷山92番地
川原芳正 千曲市大字八幡3038番地
伴暢明 千曲市大字八幡3744番地
平林卓司 千曲市大字八幡6799番地
西澤豊 千曲市大字八幡2027番地

重任

氏名 住所
佐藤基 千曲市大字八幡7880番地
柳原康廣 千曲市大字八幡2376番地
池内信治 千曲市大字桑原1304番地

退任

氏名 住所
下崎衛 千曲市大字稲荷山4018番地1
市川由一 千曲市大字八幡3696番地1
大井利雄 千曲市大字八幡309番地
臼井傳夫 千曲市大字八幡1365番地
宮坂武夫 千曲市大字八幡5005番地1
池内基 千曲市大字桑原1566番地1
西野入孝之助 千曲市大字八幡6787番地
堀内佳貴 千曲市大字桑原1600番地1
中山袈裟幸 千曲市大字桑原2177番地1
関野文雄 千曲市大字八幡3344番地
森榮 千曲市大字羽尾560番地1
金井貞夫 千曲市大字稲荷山1904番地7

監事

新任

氏名 住所
森榮 千曲市大字羽尾560番地1
金井貞夫 千曲市大字稲荷山1904番地7
長門俊夫 千曲市大字八幡1453番地

退任

氏名 住所
西澤豊 千曲市大字八幡2027番地
原田政男 千曲市大字八幡3697番地2
柳原吉正 千曲市大字桑原1769番地6

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年5月24日

長野県長野建設事務所長 赤羽敏雄

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
カラーレーザー複合機3台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成24年7月1日から平成29年6月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
- (4) 借入場所
長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所
- (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野南県町686-1
長野県長野建設事務所 総務課
電話 026 (234) 9537

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年6月8日（金）午後2時
イ 場所 長野県長野合同庁舎 504号会議室
- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月4日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県長野建設事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成24年5月24日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
7月4日 (水)	午後1時から 午後4時まで	中野会場	中野市大字壁田955番地 北信合同庁舎講堂	50名
7月8日 (日)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市水汲69番地2 松本文化会館	60名
7月18日 (水)	午後1時から 午後4時まで	小諸会場	小諸市甲1275番地2 小諸市文化センター	60名
7月25日 (水)	午後1時から 午後4時まで	飯田会場	飯田市東栄町3108番地1 飯田勤労者福祉センター	50名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込

書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活環境課

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成24年5月24日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

長野県

2 事業の種類

県道長野上田線改築工事（塩崎バイパス・長野県長野市篠ノ井塩崎字堂前河原地内から同市篠ノ井塩崎字中川原地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地目		地積等 (㎡)				土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上の地目	現況地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の地積	使用しようとする土地の地積	
長野市篠ノ井塩崎字中川原	2938番	畑	畑	1,385	1,378.96	567.40 一筆の土地の一部	22.29 一筆の土地の一部	東京都調布市富士見町四丁目19番地1 矢嶋 英敏

4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

なし

5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年5月15日

企画課土地対策室

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用及び使用の裁決手続の開始を決定しました。

平成24年5月24日

長野県収用委員会

1 起業者の名称

長野県

2 事業の種類

県道長野上田線改築工事（塩崎バイパス・長野県長野市篠ノ井塩崎字堂前河原地内から同市篠ノ井塩崎字中川原地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等並びに土地所有者の住所及び氏名

所在	地番	地目		地積等 (㎡)				土地所有者の住所及び氏名
		登記簿上の地目	現況地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の地積	使用しようとする土地の地積	
長野市篠ノ井塩崎字中川原	2934番1	畑	畑	671	692.88	401.13 一筆の土地の一部	13.36 一筆の土地の一部	長野県長野市篠ノ井塩崎3997番地 北澤 元雄
	2934番2	畑	畑	647	654.93	298.16 一筆の土地の一部	9.45 一筆の土地の一部	(登記簿上の住所) 千葉県船橋市前原西一丁目26番21-207号 (現住所) 埼玉県和光市白子2丁目15番5-201号 リエス和光滝坂 矢嶋 康隆

4 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類

なし

5 裁決手続の開始を決定した年月日

平成24年5月15日

企画課土地対策室